

# 私たち こんな活動しています!

## ●弁護士業務妨害対策委員会

【委員長】 田中 大介 (61期)  
Daisuke Tanaka



どなたも、このチラシをご覧になったことが  
ありだと思います。これは、弁護士業務妨害対策  
委員会が会員配布用に作成したチラシです。見て  
感銘を受けたが捨ててしまった、という方は、年  
に一度は配布していますので、次回はどうぞ事務  
所の目立つ場所に掲示してください。



士、外国法事務弁護士、法律事務所職員及び弁護  
士会職員等を支援することです。支援の方法は、  
電話によるものを含めて相談を受けること、業務  
妨害者に対して妨害行為をやめることを求める通  
知を送ること、警察での相談に同行することなど  
です。妨害を受けている弁護士の身に具体的な危  
険が迫っていると考えられる場合に委員が法廷へ  
同行したこともあります。最近は業務妨害の態様  
が多様化するとともに悪質で危険なものになっ  
ており、それに依りて対策も変化しています。

当委員会による支援開始のきっかけは、多くの  
場合、業務妨害を受けている弁護士等から当会に  
寄せられる相談の電話とFAXです。これら最初  
の連絡を受けると、まずは委員が電話で事情をお  
聞きし、面談が必要であると判断したら複数の委  
員が相談者にお会いして詳しい事情を伺います。  
その内容を委員会の全体会で報告し、事案の内容  
と相談者のご希望などを考慮して、相談にとどめ  
てよいか、どういう助言をしたらよいか、具体的  
に支援活動をする必要があるか、必要があるとし  
て何をすべきか、何ができるかなどについて話し  
合います。具体的に支援活動をする必要があると  
判断した場合には、会長宛てにその旨の意見を報  
告し、会長の支援決定を得て支援活動を始めます。  
なお、支援活動について生じた費用（実費、報酬）  
は、支援を受けた会員に負担していただくことにな  
っていますが、当会が承認した報酬基準に従っ  
て算定されますし、事案によっては当会が負担す  
ることがありますので、ご懸念には及びません。

ところで、上記の支援活動を始める前に、支援  
弁護士名簿というものが登場します。支援を行う  
のは委員に限りません。毎年、当委員会では、支  
援活動を担う意欲がある弁護士を広く募り、具体

## 1. 委員会設立の経緯

当委員会は平成20年4月に設立された新しい  
委員会です。昭和の末期から平成の初めにかけて  
弁護士に対する激しい業務妨害が発生し、対策の  
必要性が痛感され、他の弁護士会で専門の委員会  
が設立され始めました。当会でも準備期間を経て  
総務委員会の部会から独立する形で、弁護士に対  
する業務妨害に対処するため当委員会が設立され  
ました。

## 2. 委員会の活動内容

### (1) 主たる活動

当委員会の活動内容は、業務妨害を受けた弁護

的な支援活動をする候補者の名簿である支援弁護士名簿を作成しています。支援弁護士名簿に登載された会員の中から事件ごとに選任された担当者が実際の活動をします。皆様も支援弁護士の募集記事をご覧になったことがあると思います。もしご記憶になれば、今回はご注目ください。

このように、まずは弁護士同士が助け合って業務妨害に対処しているのですが、業務妨害の態様によっては弁護士の力だけで対処することができないことがあります。そういうときには外部機関との協力が必要であり、普段から信頼関係を築いておくために、年に一度、警視庁との意見交換を行っています。警察との連携を行うことは、当委員会の特徴の一つです。

## (2) 会内におけるその他の活動

当会では各委員会が年に一度は研修会を開催していますが、当委員会も毎年、主題を変えて研修会を開催しています。業務妨害対策の基本に関する講演、妨害を受けやすい依頼事件の類型に着目した対策の紹介、防犯設備や防犯用品の紹介を含めた防犯専門家の講演など、様々な内容の研修を行ってきました。防犯用品販売店の経営者に防犯用品の使い方の実演をしていただいたこともあります。近年は、有形力の行使や脅迫状の送付といった古典的ともいえる形態の業務妨害以外に、インターネットを悪用した業務妨害が増えているので、その方面に詳しい専門家を講師としてお迎えした研修も行っています。研修の内容は、研修に参加した会員だけでなく全会員にお伝えしたいので、研修後にNIBEN Frontierに掲載しています。

## (3) 他会との連携

業務妨害対策は、当会単独で行うだけでなく、日弁連、関弁連、東京三会の各レベルで研修会や報告会を行うなど、他会との共同でも行っています。当委員会から各レベルの関係委員会に代表者が参加しています。既に日弁連によって「弁護士業務妨害対策マニュアル」が発行され版を重ねていますが、近年の共同作業の具体的成果として、2021年9月に、東京三会によって「弁護士・法

律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル」が発行されました。このように弁護士の業界の中ではありますが、当会の外での活動が日常的にあることも当委員会の活動の特徴の一つです。

## 3. 終わりに

当委員会は、新しい委員会であるため知名度があまり高くないようであり、委員になる際の競争率が高いということは全くありません。活動内容は、弁護士なら誰でも経験する可能性がある業務妨害への対策が主であるため、特定の専門分野について経験を積まないと委員会での議論についていけない、ということは全くありません。また、実働委員中の女性の比率は決して低くありません。家庭の都合や勤務先事務所、企業の方針により委員会活動に部分的にしか関われないという制約がある委員でも、できる範囲で積極的に委員会活動に参加しています。つまり、誰でも参加することができる委員会です。それにもかかわらず、実際に活動をしている委員が固定してきており、実働人数を増やすことが現在の課題です。

当委員会は実利に結びつく委員会ではなく、「他人に奉仕したい」という気持ちを発揮することができる委員会です。関心をお持ちになった方の参加をお待ちしております。

